

神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸医療産業都市内のシェア型ラボ・オフィスの利用に関する経費の一部を補助することにより、神戸医療産業都市へスタートアップ等を集積・定着させ、神戸経済の持続的な成長と新たな雇用の創出を図ることを目的とする。

2 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 神戸医療産業都市とは、神戸市中央区港島、港島中町及び港島南町の地域をいう。
- (2) シェア型ラボ・オフィスとは、スタートアップ等の新事業の創出支援や成長促進支援を目的として、ウェットラボ内に研究等に共用利用できる実験台や実験機器等を、オフィス内にデスクや椅子等を設置し、初期投資を抑えながら各種法令に則り適切に実験等を行うことのできる設備を有するシェア型の施設であり、かつ、利用者に対してラボマネージャー等による適切な支援・管理が行われる施設のうち神戸市長が認定したものをいう。
- (3) スタートアップとは、イノベーション創出や新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓を目的に、革新的なアイデアや技術を駆使し、新しい形態のサービスやビジネスを展開する法人又は個人をいう。
- (4) ウェットラボとは、給排水が想定された実験スペースをいう。
- (5) 中小企業とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業者のことをいう。ただし、次のいずれかに該当するみなし大企業を除く。
 - ア. 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業（法第2条第1項に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者、以下同じ。）の所有に属している中小企業者。
 - イ. 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属して

いる中小企業者。

- ウ. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(6) 大学とは、次のいずれかに該当するものとし、大学院及び短期大学を含む。

- ア. 学校教育法（昭和22年法律第26号）の第1条で学校として規定される大学。
- イ. 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の第12条第1項で内閣総理大臣の認定を受けた株式会社が設置する大学。
- ウ. 市長が特に必要があると認める、国外の大学等の教育機関。

(7) 移転とは、補助対象施設のうち利用する施設を変更するものをいう。

（補助対象施設の認定）

第3条 補助対象施設として認定を受けようとする施設の管理者は、補助対象施設認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助対象施設として認定し、補助対象施設認定書（様式第2号-1）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の認定にあたり、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、認定しないことを決定したときは、補助対象施設不認定書（様式第2号-2）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の対象となる事業者は、前条の規定に基づき補助対象施設と認定された日以降に当該施設を継続して長期間利用する具体的な計画がある法人又は個人で、次の各号全てを満たすものとする。

- (1) 法人の場合、中小企業又は一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人、もしくは大学であること。
- (2) 法人の場合、既に本補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 個人の場合、同一事業内容にて既に本補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 兵庫県または神戸市から、オフィスビル等に入居する場合の賃借料に対する補助金の

交付を、本補助金申請時までには受けていないこと。

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び第 4 項から第 11 項までに掲げる営業又は宗教活動又は政治活動に関する事業を行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。
- (7) 法人の場合、暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任していないこと。
- (8) 法人の場合、役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。また、役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- (9) 法人の場合、神戸市指名停止基準要綱第 2 条第 1 項に規定する指名停止処分を受けていないこと。
- (10) 市税の滞納処分を受けていないこと。
- (11) その他、市長が補助金の支出先として適切でないと判断する事業者ではないこと。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の対象となる経費は、事業者が支払うシェア型ラボ・オフィスの月額利用料金（以下「利用料」という。）とする。ただし、事業者が自ら所有、運営する施設を利用する場合は対象としない。

2 次の各号に規定する経費は補助対象経費には含まないものとする。

- (1) 敷金、礼金、保証料、仲介料など利用料以外の経費
- (2) 消費税及び地方消費税、振込手数料等の間接経費
- (3) 利用する施設の請求に基づき支払う経費であっても、当該請求が当該施設の付帯設備等の利用の都度発生する経費
- (4) 研究・開発を伴わないオフィス利用のみを目的とする経費
- (5) その他市長が適当でないと判断する経費

（補助率及び補助金額）

第6条 補助金額は利用料の2分の1以内とし、1事業者につき年間100万円を限度として予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 年度の途中から補助金交付が開始される場合又は年度の途中で補助金交付が終了する場合の当該年度の補助限度額は、年間限度額に補助対象月数を乗じた数を、12で除した数（円未満切捨）とする。

（補助対象期間）

第7条 補助金の対象となる期間は、事業者が利用開始した月（月の途中から利用するなど、利用開始した月において利用料を日割り等により支払う場合は、利用開始の翌月）から利用中止した月（月の途中で利用中止するなど、利用中止した月において利用料を日割り等により支払う場合は、利用中止の前月）までとし、補助金の交付を受けることができる期間（以下、「補助期間」という）は通算24か月を限度とする。

2 事業者が移転した場合については、移転前の補助期間と合算して24か月を補助期間の限度とする。

3 前項の場合において、事業者が月の途中で移転し当該月の利用料を日割り等で支払う場合は、当該月を除く24か月を補助期間の限度とする。

4 第1項の場合において、補助開始月以降に予算の制約上で補助を受けられない期間があった場合、当該期間を除く24か月を補助期間の限度とする。

（利用料を重複して支払う場合）

第8条 事業者が移転し、移転前と移転後の利用料を重複して支払う月が発生する場合、当該月以降は移転後の利用料のみを補助の対象とする。

（事業年度）

第9条 本事業でいう事業年度は、市の会計年度である4月1日から翌年3月31日までをいう。

（交付申請）

第10条 事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき、補助金の交付を申請するときは、事業年度毎に次に掲げる書類を、初年度は利用契約期間開始日から2週間以内に、以後は各年度の事業年度開始日から2週間以内に市長へ提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第3号）

(2) 利用契約書の写し

- 2 前項の規定に基づき補助金の交付を申請した事業者（以下「申請者」という。）が2年度目以降の交付の申請をする場合、前年度以前に提出した内容から変更がない場合限り、申請者は、前項第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- 2 市長は、前項の交付決定にあたり、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができるものとする。
- 3 市長は、交付決定内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助申請の取り下げ）

第12条 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から2週間以内に限り、補助申請取り下げの旨を記載した書面により補助申請の取り下げを行うことができる。

- 2 前項の取り下げがあったときは、当該申請にかかる交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業等の変更）

第13条 第11条第3項の交付決定通知を受けた者（以下、「補助事業者」という）は、交付決定内容に変更が生じた場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号-1）を、当該変更があった日から速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第6号-2）により当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の振込先口座情報の変更があった場合は、振込先口座変更届（様式第6号-3）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条 補助事業者が、補助事業の中止又は廃止を行った場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号-1）を、中止又は廃止があった日から速やかに市長に提出しな

ければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対し申請事項を承認すべきと認めたとき、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号-2）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第15条 補助事業者は、当該事業年度における補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第8号）及び利用料の支払いを証明する書類の写し（以下「利用料支払証明書」という）を、その完了の日（第14条第2項の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日）から2週間以内に提出しなければならない。

- 2 前項の利用料支払証明書の提出について、補助事業者の承諾があれば、施設管理者が市長へ直接提出することも可とする。

（交付額の確定）

第16条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じ現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額（第13条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の交付額の確定後、事業年度の翌年度4月末日までに、補助事業者へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、補助金規則第19条または次の各号に掲げる場合において、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき
 - (2) 本要綱の規定に基づく市長等の指示に従わなかったとき
 - (3) 交付決定を受けた者が、利用料、光熱水費等、利用にあたって必要な経費を滞納している事実が判明したとき
- 2 市長は、前項により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合は、速やかに

その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 3 前 2 項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部について、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、補助事業者へその返還を命ずることができる。

- 2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延利息）

第 20 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、補助金規則第 21 条に定める方法により算定した加算金を、本市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、補助金規則第 21 条に定める方法により算定した遅延利息を、本市に納付しなければならない。

- 3 加算金及び遅延利息に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（調査）

第 21 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業について、補助事業者に対して、関係書類の提出を求め調査等を行うことができるほか、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

- 2 前項の場合においては、補助事業者は誠意をもってこれに協力するものとする。

（帳簿の備付け）

第 22 条 補助事業者は、補助事業にかかる支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金交付要綱 様式一覧

- 様式第 1 号 : 補助対象施設認定申請書 (第 3 条関係)
- 様式第 2 号- 1 : 補助対象施設認定書 (第 3 条関係)
- 様式第 2 号- 2 : 補助対象施設不認定書 (第 3 条関係)
- 様式第 3 号 : 補助金交付申請書 (第 10 条関係)
- 様式第 4 号 : 補助金交付決定通知書 (第 11 条関係)
- 様式第 5 号 : 補助金不交付決定通知書 (第 11 条関係)
- 様式第 6 号- 1 : 補助金交付決定内容変更承認申請書 (第 13 条関係)
- 様式第 6 号- 2 : 補助金交付決定内容変更承認通知書 (第 13 条関係)
- 様式第 6 号- 3 : 振込先口座変更届 (第 13 条関係)
- 様式第 7 号- 1 : 補助事業中止 (廃止) 承認申請書 (第 14 条関係)
- 様式第 7 号- 2 : 補助事業中止 (廃止) 承認通知書 (第 14 条関係)
- 様式第 8 号 : 補助事業実績報告書 (第 15 条関係)
- 様式第 9 号 : 補助金額確定通知書 (第 16 条関係)
- 様式第 10 号 : 補助金交付決定取消通知書 (第 18 条関係)

補助対象施設認定申請書

神戸市長 あて

住 所
団体名
代表者名

神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金交付要綱第3条第1項の規定により、下記の通り関係書類を添えて同補助金の補助対象施設の認定を申請します。

記

1 施設の概要

施設の名称	
所在地	
施設管理者氏名 電話番号	

(添付資料)

施設の概要（平面図、共用利用できる実験機器、利用料体系、支援体制）がわかる資料

補助対象施設認定書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金補助対象施設認定申請については、下記の通り認定することに決定したので、同補助金交付要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

施設の名称	
所在地	
認定の条件	

補助対象施設不認定書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金補助対象施設認定申請については、下記の通り不認定とすることに決定したので、同補助金交付要綱第3条第4項の規定により通知します。

記

(不認定理由)

補助金交付申請書

神戸市長 あて

住 所
団体名
代表者名

神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記の通り関係書類を添えて同補助金の交付を申請します。

記

1 振込先口座

補助金交付 指定口座	金融機関名 支店名			
	預金口座種類		預金口座番号	
	口座名義人（フリガナ）			

2 利用契約の内容等

所在地	
施設の名称	
契約年月日	令和 年 月 日
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
利用施設の 種別	<input type="checkbox"/> ウェットラボ <input type="checkbox"/> オフィス
利用料額	月 円

3 上記施設内での事業内容

--

4 補助金

区分	令和 年度 月 ~ 月	令和 年度 月 ~ 月	令和 年度 月 ~ 月
補助期間	令和 年 月 日	~ 令和 年 月 日	
利用料（月額）	円	円	円
補助金交付申請額（月額）	円	円	円
補助金交付申請額（年度額計）	円	円	円

5 添付書類

- 利用契約書（写）
- 収支予算書（別記）

実績報告時に必要となる証跡書類として、該当期間分の「利用料支払証明書」を、施設管理者より本市に提出することに同意します。

書類（1）について、前年度以前の申請時に提出した内容から変更がないため省略します。

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金については、下記の通り交付することに決定したので、同補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

記

1 利用契約の内容等

所在地	
施設の名称	
契約年月日	令和 年 月 日
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
利用施設の種別	<input type="checkbox"/> ウェットラボ <input type="checkbox"/> オフィス
利用料額	月 円

2 上記施設内での事業内容

--

3 補助金

区分	令和 年度 月 ~ 月	令和 年度 月 ~ 月	令和 年度 月 ~ 月
補助期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
利用料（月額）	円	円	円
補助金交付決定額（月額）	円	円	円
補助金交付決定額（年度額計）	円	円	円

※次年度以降は見込額

- 4 (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、交付を受けた場合には、補助金の返還を求めます。
補助金の返還については、補助金規則第21条により加算金及び遅延利息を徴します。
- (2) 補助事業者は、補助金規則及び神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金交付要綱に従うこと。
- (3) 上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

補助金不交付決定通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金については、下記の通り不交付とすることに決定したので、同補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により通知します。

記

（不交付理由）

補助金交付決定内容変更承認申請書

神戸市長 あて

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金について、下記の通り変更をしたいので、承認願いたく同補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 利用契約の内容等

所在地	
施設の名称	
契約年月日	令和 年 月 日
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
利用施設の種別	<input type="checkbox"/> ウェットラボ <input type="checkbox"/> オフィス
利用料額	月 円

3 上記施設内での事業内容

--

4 補助金

区分	令和 年度 月~ 月	令和 年度 月~ 月	令和 年度 月~ 月
補助期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
利用料 (月額)	円	円	円
補助金交付申請額 (月額)	円	円	円
補助金交付申請額 (年度額計)	円	円	円

5 添付書類

- ・収支予算書 (別記)

(注) 変更前を上段に () 書き、変更後を下段に記入する

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円)	
	(円)	
	(円)	
	(円)	
計	(円) 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(円)	
	(円)	
	(円)	
	(円)	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

2 変更前を上段に () 書き、変更後を下段に記入する

補助金交付決定内容変更承認通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で変更申請のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金については、下記の通り承認することにしたので、同補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は補助事業変更承認申請書に記載の通りとする。
- 補助金交付の条件等については、上記のほかは、令和 年 月 日付第 号の補助金交付決定通知書の通りとする。

振込先口座変更届

令和 年 月 日

神戸市長 あて

住 所	
団 体 名	
代表者名	

補助事業等の名称	
----------	--

補助金等の振込先口座を、下記のとおり変更してください。

1. 変更前

(振込先口座)

補助金交付 指定口座	金融機関名 支店名			
	預金口座種類		預金口座番号	
	口座名義人 (フリガナ)			

2. 変更後

(振込先口座)

補助金交付 指定口座	金融機関名 支店名			
	預金口座種類		預金口座番号	
	口座名義人 (フリガナ)			

補助事業中止（廃止）承認申請書

神戸市長 あて

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金について、下記の通り中止したいので、承認願いたく同補助金交付要綱第14条第1項の規定により申請します。

記

1 中止の理由

2 中止予定年月日 令和 年 月 日

補助事業中止（廃止）承認通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で中止申請のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金については、下記の通り承認することにしたので、同補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

令和 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業中止承認申請書に記載の通り中止する。

補助事業実績報告書

神戸市長 あて

住所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付第 号で交付決定のあった神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助事業を下記の通り実施したので、同補助金交付要綱第15条第1項の規定により実績を報告します。

記

1 利用契約の内容等

所在地	
施設の名称	
契約年月日	令和 年 月 日
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
利用施設の種別	<input type="checkbox"/> ウェットラボ <input type="checkbox"/> オフィス
利用料額	月 円

2 利用料実績

区 分	年度 月～ 月分実績報告	
	申 請 額	実 績 額
月額利用料		
年度分支払い利用料		
補助金交付申請額（月額）		
補助金交付決定額（月額）		
補助金交付申請額（年度額計）		

3 添付資料

収支決算書（別記）

活動状況報告書（別記）

利用料の支払いを証明する書類（施設管理者の発行するもの）

別記

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
計	円	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
計	円	

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

補助金額確定通知書

様

神戸市長

令和 年度神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金として下記の通り確定したので、同補助金交付要綱第16条第1項の規定により通知します。

記

1 確定額 金 円

補助金交付決定取消通知書

様

神戸市長

令和 年 月 日付で交付決定した神戸医療産業都市シェア型ラボ・オフィス利用料補助金については、下記の通り交付決定を取り消したので、同補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 取消しの理由